

トイレ調査に関するこれまでの経緯・ 検討の方向性

令和2年10月

総合政策局安心生活政策課

障害者用トイレに関するこれまでの経緯

- 多機能トイレの利用集中を解消するため、平成23年度に調査研究を実施し、当該調査結果を踏まえて、多機能トイレにある機能の分散を推進するためのガイドライン等の改正や、トイレの利用マナー啓発等の取組を実施してきたところ。
- 令和2年のバリアフリー法改正により、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民等のそれぞれの責務として位置づけられたところ。

<障害者用トイレに関するこれまでの主な取組>

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
BF法								 H30法改正 (情報提供の努力義務等)		 ②R2法改正 (適正利用推進の責務)
基準省 令等 (トイレ関係)								 H30基準改正 (旅客施設のトイレの機能分散)		
ガイドラ イン等 (トイレ関係)	(旅客施設ガイドライン)		 H25改正					 H30改正 (旅客施設のトイレの機能分散)		
	(建築設計標準)	 H24改正				 H28改正				改正検討中
トイレ調 査研究	 ①H23調査研究 (機能分散／マナー啓発の推進)				 H27～H28協議会等 (女性活躍推進のためのトイレ等の環境整備)			 H30 付添者ニーズ調査	 R1 アンケート調査	 R2調査研究
マナー啓 発	 H24～ 一般向けパンフレット等の作成・周知						 H29マナー啓発 キャンペーン	 H30 キャンペーン	 R1 キャンペーン	 R2 キャンペーン

①多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究(平成23年度)

調査の概要

- ・ 障害者用トイレは、ユニバーサルデザインの観点から、多機能トイレとして設けられてきたが、多くの設備が一つの便房に集中することで利用者が集中し、ここしか利用できない障害者が他の便房を選択できない問題が指摘される。
- ・ このため、これらの課題に対応し、既存施設等の限られた空間の中でも多様な利用者の円滑な利用に配慮したトイレ空間・配置計画のあり方について検討するとともに利用マナー啓発のためのパンフレットを作成。

調査内容

1. 基礎情報の整理

- ・ 既往研究・文献、法令基準等、統計データ等の整理。

2. 利用実態の把握

- ・ 利用者ごと（車椅子使用者、オストメイト、子ども連れ）にアンケート調査、既往の利用実態調査、利用実態の現地調査、画像調査により実際にどのように使われているかを把握。

3. 整備事例の収集

- ・ 商業施設や公共施設、旅客施設等のトイレの整備／改修事例を収集し、どのような工夫がなされているか分析。

4. 多様な利用者に配慮したトイレ整備のあり方の検討

- ・ 公共トイレ整備は、行動範囲を広げるための重要な要素であることから、今後は、住民や施設設置管理者と連携し、市街地内での適切な整備・配置も検討していく必要がある。

5. 普及啓発パンフレットの作成

- ・ 商業施設や公共施設、旅客施設等のトイレの整備／改修事例を収集し、どのような工夫がなされているか分析。

検討体制

学識経験者、障害者団体等、施設管理者団体、設計者・設備メーカー団体、地方公共団体等による委員会を設置し、検討。
（委員長：高橋名誉教授（東洋大）、開催回数：全3回）

多機能トイレの利用集中を分散させる
公共トイレ設計の考え方

●利用者数に応じた必要面積・設備

- ・ 施設ごとの利用者数に応じた面積、便房数、設備個数を確保することが必要。

●利用者特性に応じた設計上の配慮

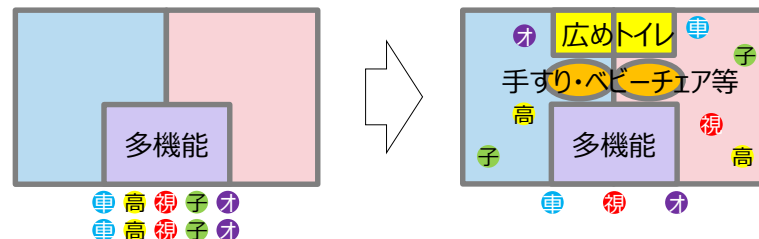
- ・ 利用者の特性に応じた利用上の課題・配慮すべき事項（詳細別紙）を理解し、当事者の意見をききつつ設計計画に反映。

●その他設計上配慮すべき事項

- ・ 【施設内の分散】同一トイレ空間内での対応だけでなく、同一フロアや上下階での役割分担なども考えられる。
- ・ 【サイン表示】施設全体のトイレの配置状況を的確に把握できるように情報提供が必要。

●機能分散の考え方

- ・ 多機能トイレの利用集中を緩和するために機能分散を積極的に検討していくことが必要。



①【別紙】利用者特性に応じた設計上の配慮事項一覧(1/2)

利用者	利用上の課題・配慮すべき事項	対応方法（必要となる設備やスペース）
一般の人	● 適切な便房数が確保されないと、待ち行列ができる。（＝多機能トイレに影響） ● 呼び出し用の押しボタンを誤操作することがある。	□ 利用者に見合った数の便房を確保 □ 混乱せずに待つための工夫として、待ち行列の先頭位置や列の表示や、動線が交錯しないような配置 □ 扉の開閉（使用の有無）がわかるような設計上の工夫 □ 誤操作しないようなボタンの配置
高齢者（元気高齢者～虚弱高齢者）	● 足腰が弱くなってくるため、動作が不安定になり、時間がかかる。 ● 和式のトイレが使いにくくなる。 ● 細かい操作がしにくい ● 新しい機能を理解しにくい	□ 立ち座り、移動の動作が安定するように手すりの設置 □ 腰掛便座の設置 □ 小便器への手すりの設置 □ 休憩にも利用できるスペースをトイレ付近に設置 □ わかりやすく見やすいボタン等の設置
子ども連れ	● 子どもの月齢に対応した設備を求めている。 ① 0～1歳：寝かせておむつ替え ・おむつ替えの場所（目を離れたときの立ち上がりができない機能） ② 1～2歳：立たせておむつ替え ・パンツ型のおむつを替える場所 ③ 3～4歳：サポート必要 ・ズボン・パンツを脱ぎ着する場所 ④ 4～5歳：見守り必要 ・子どもの居場所 ● ベビーカーごと入れる便房、子どもと一緒に入って利用できる便房を求めている。 ● 親と一緒にトイレに入る子どもへの配慮 ● 子どもの発育への配慮 ● 子どもを抱えたままでの子どもの手洗いが困難 ● おむつや着替えなどの荷物が多い	□ 年齢に応じたニーズに対応する設備（おむつ替えシート、ベビーチェア、着替え台）の設置 □ 男性による育児に配慮した男性用トイレにおけるおむつ替えシート等の設置 □ 授乳室（授乳ニーズにも対応可能）が近くにあるとよい。（特に授乳期間中は頻繁に排泄するため、頻繁におむつ替えが必要） □ おむつ替えシートの設置 □ 親の排泄の場合には、ベビーチェアの設置が必要（鍵との位置関係に注意） □ 着替え台の設置 □ 親が見守れる子ども用のトイレや、親と子ども兄弟が入れる広めトイレの設置 □ 多機能トイレほど広くなくてもよいが、子どもやベビーカーが入れる広めのトイレの設置 □ 子どもが勝手に外に出ていかないための高め位置にある鍵の設置 □ 子どもが一人で利用できる子どもサイズの便器の設置 □ 子ども用の低い洗面台（または踏み台）の設置 □ 荷物置き台とフックの設置

①【別紙】利用者特性に応じた設計上の配慮事項一覧(2/2)

利用者	利用上の課題・配慮すべき事項	対応方法（必要となる設備やスペース）
車いす使用者 （コンパクト自走型～電動～ （介助者付き）大型電動・ベッド型） （車いす使用の高齢（・異性介助多い））	● 車いすに乗った状態で自力で入って利用できるトイレが必要 ● 右麻痺や左麻痺など、さまざまな障害状況に対応できるトイレが必要 ● 床に倒れたときの通報 ● 上肢にも障害がある場合の対応 ● 高齢者の車いす使用者は異性介助の場合が多い。 ● トイレ内にある別の機能が適切に利用されていないことで利用できない状況がある。（例えば開いたままのおむつ替えシートが邪魔となって車いす使用者が入れない等）	□ 入って閉められるドア（引き戸、自動式引き戸、使いやすい鍵など）、車いすでも移乗できる便器（回転できる広さ、手すり、腰掛け便器）の設置 ※車いす使用者のうち、回転できなくても便器に移乗でき利用可能な方がいることから、多機能トイレに加えて、一般トイレに少し広めの便房を設けることが望ましい。 □ 右麻痺、左麻痺に対応できるような手すり等の配置バリエーションや大型ベッドの設置 □ 呼び出しボタンを床近くにも設置、複数の壁面への設置 □ 座ったままボタンが押しやすい温水洗浄便座（乾燥機付き）の設置 □ 共用部への車いす使用者用便房の設置 □ 注意喚起のための表示などの工夫
オストメイト （通常～トラブル時）	● 外出時のパウチからの排泄処理 ● トラブル時（漏れた場合など）の処置（トラブル時やパウチの交換などを想定した配慮が必要）	□ 汚物流し等の設置 □ 温水設備・水石けんの設置 □ 付属の小物を置くための台や、コート掛けのフック □ 着替え台と鏡
視覚障害者	● トイレ内の配置（自分がいきたいトイレがどこにあるか）がわからない ● 盲導犬を連れている場合は多機能トイレを利用する。	□ トイレの入口付近に音声や触覚で案内する設備の設置 □ 多機能トイレの広さで対応可能
聴覚障害者	● 非常時のサイレンなど音情報が得られない。	□ 非常時を知らせるフラッシュランプの設置
知的・精神・発達障害者	● いつも使用しているトイレでも、混んでいるトイレでは混乱する。	□ トイレの待ち場所や列の並び方がわかるサインの設置
認知症高齢者	● トイレ介助が必要な場合がある。 ● 介助者がトイレに入っている間にいなくなってしまうことがある。	□ 異性介助や一緒に入ることに配慮し、共用部でのトイレの設置。 □ トイレ前に待てる場所（イス等）を配置

②R2バリアフリー法改正

優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

※「バリアフリー法」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（平成18年法律第91号）

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」について

調査の目的

- ・ H23調査以降のトイレの機能分散の推進等によるトイレの整備状況やバリアフリー化の進展による利用実態の変化により、トイレに求められているものが変化している可能性があり、実態を把握し、対応を検討する必要がある。
- ・ R2バリアフリー法改正による障害者用トイレ等の適正利用に係る広報活動・啓発活動の実施に関し、多様な利用者の実態に即した取組を行う必要があることから、調査結果を踏まえて今後の取組方針の検討を行う。

調査検討の流れ

1. トイレの整備状況等調査

- ・ 旅客施設、商業施設、道の駅、SA/PA等について、施設管理者に①トイレの整備方針、②適正利用推進に関する方針、③整備事例のアンケート調査を行う。

2. 事例収集／現地調査

- ・ 機能分散がなされた事例を、1. の調査やメーカーヒアリング等により収集し、様々な特性をもつ当事者等とともに現地調査を行う。

3. トイレの利用実態調査

- ・ 一般利用者の意識を把握するためのインターネットモニターアンケートや、様々な特性をもつ当事者等に対するグループインタビューを通じ、トイレ利用に関する困りごとを把握する。

4. 今後のトイレ整備のあり方と適正利用推進に関する取組方針の提示

- ・ 1～3の調査・検討を踏まえ、検討会において、今後のトイレ整備のあり方と適正利用推進に関する取組方針をとりまとめる。



各種ガイドライン等への反映・
取組方針を踏まえたマナー啓発等の実施

調査検討体制

検討会の構成

学識経験者、障害者団体、子育て関係団体、施設管理者団体、設計者・設備メーカー団体、地方公共団体
(委員長：高橋名誉教授（東洋大）)

スケジュール

時期	実施内容
R2年5月	意見交換会（書面） ・調査の目的 ・調査方針について 等
R2年6月～8月	・整備状況調査 ・インターネットモニターアンケート ・好事例等ヒアリング 等
R2年10月9日（金）	第1回検討会開催 ・各種調査結果報告 ・今後の方向性について 等
R2年11月	・グループインタビューの実施 ・好事例等の現地調査
R2年12月（予定）	第2回検討会開催 ・報告書（案）のとりまとめ

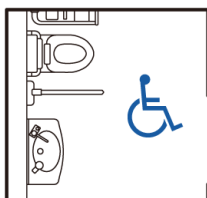
トイレ調査に関する用語の整理①

- 本調査研究においては、以下のとおり用語を整理して取り扱うものとします。
- 他の公表資料等において使用されている記載を引用する場合は、当該資料において記載されている用語の整理に従う。

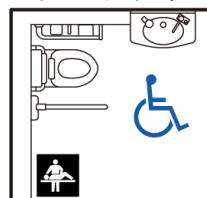
用語	意義	備考
車椅子使用者用便房	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどを加えた便房。	
障害者用トイレ（便房）	車椅子使用者用便房にオストメイト用水洗設備が設けられたトイレ（便房）。バリアフリー法による便房を示す（法律上の名称は施設ごとに異なる）。	本調査では一般的にわかりやすく伝える場合を除き、原則使用しない。
車椅子使用者用便房等	車椅子使用者用便房に、障害者等用設備が設置された便房。	
一般便房	一般の利用者を想定した通常の広さの便房。機能分散の推進により、障害者等用設備が設置されているものもある。	
障害者等用設備	手すり、オストメイト用水洗設備、乳幼児連れ用設備（ベビーチェア、おむつ交換台）、大型ベッド、着替え台等の設備。	次頁の例を参照
乳幼児連れ用設備	ベビーチェア、おむつ交換台。乳幼児の着替え、パンツ型おむつ交換等のために設置された着替え台も含まれる。	
多機能トイレ（便房）	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加え、おむつ交換台、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用できるトイレ。	本調査では一般的に分かりやすく伝える場合を除き、原則使用しない。
機能分散	多機能トイレに付加された設備や機能を、一般便房に分散配置することにより、多機能トイレの利用集中を解消しようとする取組。	

● 車椅子使用者用便房・車椅子使用者用便房等（多機能便房）の例

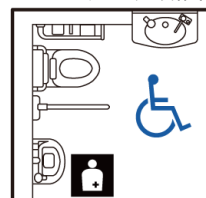
車椅子使用者用便房



車椅子使用者用便房等
（大型ベッド付き）



車椅子使用者用便房等
（オストメイト用水洗設備付き）



（障害者用トイレ）

車椅子使用者用便房等
（ベビーチェア・おむつ交換台付き）



車椅子使用者用便房等
（複数の障害者等用設備付き）

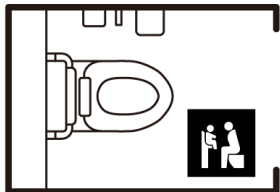


（多機能トイレ）

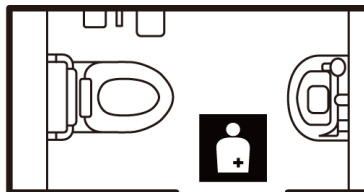
トイレ調査に関する用語の整理②

● 一般便房に障害者等用設備が付加された例

一般便房にベビーチェアが
備えられた便房



一般便房にオストメイト水洗用設備
が備えられた便房



一般便房にベビーチェア・おむつ交換台が
備えられた便房



● 障害者等用設備の例



これまでの意見と検討の方向性(案)

- これまでに寄せられた意見を元に、トイレ整備・利用等に関する課題と検討の方向性（案）を整理。

トイレ整備・利用等に関する意見	課題		検討の方向性（案）
• 前回の調査以降に、各種ガイドラインで機能分散の考え方を示したことの効果はどのようになっているのか。 • 中小規模の施設では、機能分散を図りにくいのか。	① 多機能トイレの利用集中／トイレの機能分散に対する考え方	機能分散のあり方について	• 前回調査時以降の機能分散による使いやすさは向上しているのか • トイレ整備における機能分散の取り入れ方はどのようになっているのか
		適正利用の推進について	• 利用集中の問題や適正利用の考え方はどの程度認識されているのか
• 多機能トイレが使用したいときに埋まっていて使用できない。	② 多様な利用者特性への対応	重度障害者の視点	• 外出機会の増大に伴い求められている便房の広さはどのようなものか
• 大型の電動車椅子等で利用できるトイレが少ない。		介助者の視点	• 大型ベッドはどの程度整備されているのか • 大型ベッドの設置状況はどの程度情報提供されているのか • 異性介助の視点はどれくらい反映されているのか
• 大型ベッドの設置を進めてほしい。 • 大型ベッドが設置された施設がどこにあるかわからない。 • 異性介助や同伴者がいる場合、男女共用トイレとしての整備ニーズがある。		乳幼児連れの方の視点	• ベビーチェアの配置の実態はどうなっているか • 便房の外にある乳幼児連れの方への配慮はどうなっているか
• ベビーチェアが便器から離れた位置に設置されていることがあり、子どもが落下しないか心配で利用しにくい • トイレの時だけではなく、汚れたときにトイレの洗面台を利用することもあるため、洗面台付近でもベビーチェアなどの配慮があるとありがたい。		その他多様な利用者の視点	• 視覚障害者や発達障害等、多様な障害者への対応はどうなっているか
• トイレの空き状況等について、視覚情報が多く、視覚障害者に必要な音声情報が提供されていない。 • 発達障害等の感覚過敏に関する困りごとがある。	③ 多機能トイレや、多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供		• 情報提供の実態はどうなっているか • 施設管理者にどのような情報提供が求められているか
• トイレ情報を事前に調べようとしてもHPがアクセシブルでない。 • 機能分散に寄与するICT技術の大半は視覚情報であるため、視覚障害者にとっては情報が得られにくい。 • 一般便房に障害者等用設備が設置されていても、トイレの外で情報が得にくく、結果として多機能トイレを利用してしまうという意見もある。			